重要事項別表　　（介護予防）短期入所療養介護ケアハイツやすらぎ　　令和6年11月1日

【A】（介護予防）短期入所療養介護費

【多床室】４人又は２人部屋

介護度	単位/日	一割負担額/日
要支援1	672	¥672
要支援2	834	¥834
要介護１	902	¥902
要介護２	979	¥979
要介護３	1,044	¥1,044
要介護４	1,102	¥1,102
要介護５	1,161	¥1,161

【個室】

介護度	単位/日	一割負担額/日
要支援1	632	¥632
要支援2	778	¥778
要介護１	819	¥819
要介護２	893	¥893
要介護３	958	¥958
要介護４	1,017	¥1,017
要介護５	1,074	¥1,074

【B】体制加算

加算	単位/日	一割負担額/日
夜勤職員配置加算	24	¥24
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	¥18

【C】各種加算（利用者の状況と施設のサービスに応じて算定されます。）※全員に係る加算ではありません。

加算	単位	一割負担額	加算	単位	一割負担額
個別リハビリ加算	240	￥240/日	送迎加算	184	￥184/回
認知症ケア加算	76	￥76/日	口腔連携強化加算	50	￥50/月
緊急短期入所受入加算	90	￥90/日	療養食加算	8	￥24/日
在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	51	￥50/日	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	￥10/月
総合医学管理加算	275	￥275/日	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の75/1000	

【D】居住費・食費

対象者		利用者区分	食費	居住費（多床室）	居住費（個室）
生活保護受給者		第１段階	￥300/日	￥0/日	￥550/日
世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等の合計が1,000万（夫婦は2,000万）以下	第１段階	￥300/日	￥0/日	￥550/日
世帯全員が住民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金・障害年金の合計額が80万円以下の方 かつ、預貯金等の合計が650万（夫婦は1,650万）以下	第２段階	￥600/日	￥430/日	￥550/日
	課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金・障害年金の合計額が80万円を超え120万円以下の方 かつ、預貯金等の合計が550万（夫婦は1,550万）以下	第３段階①	￥1,000/月	￥430/日	￥1,370/日
	課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金・障害年金の合計額が120万円を超える方 かつ、預貯金等の合計が500万（夫婦は1,500万）以下	第３段階②	￥1,300/日	￥430/日	￥1,370/日
上記以外の方		第４段階	￥1,650/日	￥437/日	￥1,728/日

※但し、食費、居住費については介護保険負担減認定証に記載されている負担額となります。
※４段階の食事の内訳については、朝食：40円、昼食：600円、夕食：600円となります。

【E】その他

日用品費	￥100/日	￥3,000/月	電気使用料	￥50/日（一品につき）	洗濯料	￥3,200＋消費税/月	￥3,520/月
教養娯楽費	￥100/日	￥3,000/月	散髪	￥1,500/回	特別な療養費	￥150/日（206号・207号・208号） ￥500/日（201号・205号）	

【合計金額（一日当たりの概算）】

【A】		【B】		【C】		【D】		【E】		合計
	＋		＋		＋		＋		＝	円